

ジェラルド・レヴィンソンの音楽作品の存在論を発展させる

—創造可能性の問題を中心に—

田邊健太郎（立命館大学）

分析美学における音楽作品の存在論では、音楽作品をいかなる存在論的カテゴリーに属するものとみなすべきか、が争点の一つとなってきた。音楽作品を「演奏の融合体」と考える立場や「作曲家の作曲行為」と考える立場など、多くの説が提起されている状況にある。それぞれの立場は、音楽作品が所有すると思われる何らかの特徴—例えば、「聴き取ることが可能であること」や「時代の経過につれて作品自体も変化すること」など—に着目し、その特徴をすくい取りうるカテゴリーを見つけ出す探求を行っていると考えられることができる。

本発表で取り上げるレヴィンソン (Levinson, J.) は、音楽作品の「反復可能性 (repeatability)」と「聴取可能性」に着目し、基本的には「純粋なタイプ」説を支持すると述べている（後述する「指し示されたタイプ」と区別するため、便宜的に「純粋なタイプ」という名称を用いる）。「純粋なタイプ」説は、音楽作品が複数の演奏などを現れとして持つという事態を、純粋なタイプという普遍者である音楽作品とそれらの事例（トークン）としての演奏としてうまく説明することができる。さらに、事例（トークン）を通してタイプを聴取することが可能である。しかし、上記二つの特性に加えて、レヴィンソンは音楽作品の「創造可能性」と「文脈依存性」をも重視する。音楽作品は創造され、音楽作品が作曲された文脈と分かち難く結びついている。この事態を文字通り理解するならば、その特性を救うためには音楽作品を「純粋なタイプ」的存在者と理解することはできない。というのも、純粋なタイプは、因果的關係に効力を持たず (Rohrbaugh, G. による指摘)、永久に存在しているため (Dod, J. による指摘)、創造されることが不可能であるからだ。そこで、レヴィンソンはそれらの特性を充足しうる「指し示されたタイプ (indicated type)」を提起するに至る。

本発表では、レヴィンソンが提示する「指し示されたタイプ」説を紹介し、それをキット・ファイン (Fine, K.) が提唱する「として対象」説の枠組みを用いてさらに発展させる。本発表の構成は以下のとおりである。第1節では、レヴィンソンが基本的には支持すると述べるウィルハイムの「純粋なタイプ」説を紹介する。第2節では、音楽作品を「純粋なタイプ」的存在者である「音の構造」に同定することが誤りであるとするレヴィンソンの見解を説明する。第3節では、音楽作品は「指し示されたタイプの存在者である」とするレヴィンソンの主張を確認したのちに、キット・ファインの「として対象」説の枠組みを用いてレヴィンソンの主張の明確化と発展を試みる。